

## 松山家庭裁判所委員会議事概要（第9回）

### 1 日時

平成20年2月5日（火）午後3時00分

### 2 場所

松山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

窪田恕子，黒木隆男，鈴木静，田中忠，谷口祥子，沼田幸雄，古崎孝司，安原浩（五十音順）

#### (2) 事務担当者

山本事務局長，伊村首席書記官，古川首席家庭裁判所調査官，佐藤次席家庭裁判所調査官，香川総務課長

### 4 議事（委員長，委員，事務担当者）

#### (1) 自己紹介

出席者全員が自己紹介をした。

#### (2) 子供を巡る紛争の実情について

子供を巡る紛争の実情について，佐藤次席調査官から説明します。

（子の監護者の指定（子の引き渡し），面接交渉，養育費，夫婦関係調整に関する事項，家庭裁判所の取り組みの実情（当事者が持っている相手方に対する拒否感情の整理のための働きかけ，子供への配慮，面接交渉の試行，家族面接室の設置）などについて，パワーポイント，DVD 及びレジュメにより説明した。）

DVD では，夫婦の紛争に巻き込まれた子どもを，祖父や担任教師が何かとサポートする場面がありましたが，実際には家裁はこのような人たちに係わることもあるのですか。

DVD のような適切な対応をしてくれる祖父や祖母は少なく，むしろ，当の

夫婦を差し置いて、祖父母が前面に出て紛争をこじらせている場合が多いのです。

家裁では、子の状況を把握するために、調査官が保育園や幼稚園、担任教師に面接して調査することもあります。

DVDを見た限りでは、当事者は互いに相手を見限っているように見えますが、それでも離婚が成立せず、子どもが犠牲になっているようです。このようなケースは、今後どのように展開していくのですか。

このDVDにありますように、夫婦が同居したまま離婚の危機を迎えているケースは家裁の現場でもよく見られます。夫婦関係が回復しないままであれば、子どもはやがてどちらかの親のところに引き取られていきますが、子どもの帰属や離婚条件を巡って調停でも話し合いがつかない場合、当事者が訴訟を提起して、そこで結論を出すこととなります。

当事者が別居の場合、8割が調停で決着していますが、このDVDのケースのように、同居の場合は子どもに深刻な影響を与えることとなります。

どうすればいいのかは、子どもの将来のことも含めて親に真剣に考えさせるべきだと思います。

DVDのようなケースの調停では、仮に経済力に劣る母親が子どもを引き取るとした場合、子育てができる環境を整えるのにどれくらいの期間が必要かということを考えてみます。また、父親の方は、母親に引き取らせたらもう子どもに会えなくなるんじゃないかと思い込んで、態度を硬化させがちですが、そのような場合には、定期的に面会できるような条件を調整するように働きかけ、その上で、父親として養育費をいくらぐらい払えるか、という方向に話し合いを進めていきます。このように考えると、調停手続というのは、さきほど窪田委員が指摘されたように、親にしっかりと考えさせる場になっているというように言えると思います。

拝見したDVDでは、子どもが苦しむ場面が印象に残って、「だから夫婦は子

どものことを考えて、できるだけ別れない方がいい」というメッセージになっているように思うのですが。

本日は、子どもの奪い合いをテーマにしていたため、夫婦の離婚で苦しむ子どもの状況を盛り込んだ部分、つまり DVD の一部を観ていただいた次第で、全体を観ますと、決して子どものために離婚を我慢して欲しいという趣旨の構成にはなっておりません。

松山では、このような紛争に巻き込まれた子どもを守るために、スクールカウンセラー、教師が連携をとって対応することもあります。離婚問題の場合は、両親のプライバシーについての守秘義務が当然生じてきますが、不登校になった子どもに対しては、スクールカウンセラーなども介入できるのではないかと思います。

「児童虐待」の分野では、調査官も関与してネットワーク作りもしています。しかし、離婚に伴って生じる子どもの問題にネットワークを作って対処していくというのは新規の発想であり、できれば当委員会から家裁に対して具体的なご提案をいただければと思います。

DVD の最後のあたりに見られる、子どもへの対応は「ネグレクト」とでも言えるような状況ですので、学校が介入することもできるのではないかと考えられます。

私も、そうした視点であの場面を観ていました。教師や祖父などが家裁と連携していく方法があるのではないかと思います。

貴重な議論ですが、時間がきてしまいましたので、今後の検討課題にしたいと思います。

### (3) 裁判所利用アンケート結果報告

前回の開催日の翌日である平成19年7月7日から本年2月4日までに用紙64枚を配布し、15枚を回収しました。場所の分かり易さについて、説明が不十分との指摘がありました。1階受付窓口においてきちんと説明しております

が、さらに丁寧な説明を行っていきます。職員の説明や対応については、概ね好評です。若干職員が高圧的な態度であったとか、自分の主張と異なる方向に調停が進んでいったことに対する不審、不満を指摘されていますが、裁判所としては従前から行っているとおり、中立性を守りながら丁寧に対応していきます。なお、設備面では家事手続案内待合室の防音が不十分で家事手続案内室の声が聞こえたという指摘がありましたが、通常は待合室に手続説明用のビデオを放映しており、案内室の声は聞こえないのですが、このときは、ビデオ放映ができていなかったため、ご指摘のようなことが起こったようなので、今後このようなことのないようにします。

このアンケートは、誰を相手にしているのですか。職員ですか、調停委員ですか。

両方です。

最初は何を言っているのか分からないようなものや調査官への厳しい表現のものもありましたが、これに比べれば、裁判所への意見はよくなっています。

#### (4) アンケート項目等の見直し

現状は、配布枚数に比べ、回収枚数が少ないのが現状です。様式や配布方法を見直すことを考えています。例えば、アンケート用紙は自由記載欄が中心ですが、これを回答しやすいようにチェック式にするなどの様式変更や期限を切って来庁者全員に用紙を配布して回答の協力を求めるなどの実施方法の変更が考えられます。

自分が不満を書くとしたら、目的、場所を書くことで匿名性が確保されているかという点で気になります。

裁判所は、アンケートの内容を見て、事情を調査するのですが、この項目がその手がかりとなるのです。

この項目があることで誰の不満かが分かるかもしれませんが、裁判所が改善するには必要なものです。しかし、裁判所では、誰が書いたのか分かったとして

も、その人をどうこうすることは絶対ないと思います。

裁判所では、誰が書いたのかが分かって、その人に対してどうこうすることはありません。

アンケート項目は、下の方に自由記載欄がありますから、選択式の方がよいと思います。

用件を済ませた場所の表現を変えればよいと思います。それとは別に、子供や身体障害者の目線でのアンケートがあると良いのではないのでしょうか。

この様式は、総花的で、何をねらったものか分からない。調停委員の態度の改善のためのヒントとか、ねらいを絞ったアンケートがよいではありませんか。

各委員のご意見を踏まえて、次回委員会で新しいアンケート案を諮問したい。

#### (5) 家庭裁判所の日について

裁判所では、現在、一般の方に家庭裁判所を身近に感じていただけるように、仮称「家庭裁判所の日」と題した企画をしています。4月19日(土)午後1時30分から実施する予定です。内容は、(ア)少年事件の処理を再現した模擬少年審判、(イ)ビデオ放映と職員の口頭説明による成年後見制度説明会、(ウ)普段公開しない少年審判廷、調停室、ラウンド法廷、家事審判廷などの設備の見学、(エ)地方裁判所の裁判官による裁判員裁判制度説明会などです。

#### (6) 調停委員の準公募制について

前回の当委員会で裁判所から提案して皆様のご意見をいただいておりますが、優秀な調停委員を確保するために、様々な機関や団体に依頼して、多種多様な職域、経歴をお持ちの方々に応募をしていただく方法、当庁ではこれを準公募と称しておりますが、これを実施いたしました。

9人の応募がありまして、面接を行った結果、8人の方を平成20年4月期任命の調停委員候補者として、最高裁判所に上申しております。

調停委員は実際に任命してからでないと、いい調停委員かどうか分からないのではありませんか。松山、大洲といった裁判所がそれぞれに任命上申をするの

ですか。

本庁，支部を含めて，調停委員推薦委員会で推薦をしています。

私の経験では，不公平な扱いをする調停委員に会ったことがあります。弁護士の付いた相手方の言うことを一方的に信用し，私が代理人になった当事者に失礼なことをしていました。こうしたクレームを考慮して，調停委員の任期更新の可否を判断して欲しいと思います。

(7) 所長表彰制度について

前回意見をお諮りしましたが，裁判所職員については，職員評価制度がありますので，職員以外の調停委員の家族とか少年友の会会員などについて，家庭裁判所に貢献した人を候補者として推薦するかどうかを，この家庭裁判所委員会にお諮りしたいと思っています。ただ，副賞については，予算がありませんので，所長のポケットマネーということで，実施を検討することになります。

(8) 少年事件の広報について

前回，広報の仕方としては文字情報の方がよいのではないかとのご意見をいただき，早速，記者クラブに呼びかけて，懇談会を開催し，家事事件，少年事件についての説明を行い，記事の掲載を依頼しましたところ，1社が家事事件の記事を掲載し，もう1社が家事事件，少年事件の5回連続掲載を予定しています。

具体的ケースを載せると言われると困るのではありませんか。利害が対立する当事者がいると対応が難しいと思われませんが，どうするのですか。

裁判官，調査官が中心となって，具体的なケースについて言われたときにどうするか，検討しています。

(9) 次回期日について

7月8日午後1時30分

(10) 次回テーマについて

少年事件について，被害者配慮制度等の検討をするのはどうでしょうか。

少年事件の再犯率のデータはあるのでしょうか。再犯の状況を聞いてみて、その対策を考えてみてはどうでしょうか。

裁判所では、そのデータはありません。ただし、少年院の再入率のデータなどはあります。

プライバシーのこともあり、追跡調査がしにくい所があります。

再犯者に対する対策として、再犯へのリスク要因を考えることが必要です。三、四年前に、大、中、小の規模の家庭裁判所で、リスク要因を分析する研究をしています。

リスク要因を無くすために、どうすればよいか。そのためには家庭への支援が必要だと思います。

法務省の機関が、その辺の研究をしています。

データを示すことは難しいのですが、保護処分を何回か受けたケースを抽出して、素材として提供することはできると思います。対策としてこういうことをしたらいいのではないかという意見を聞くことはできると思います。

中学生が事件を起こし、小さいときはいい子だったのにどうしたんだろうと思うことがあります。家庭だけの問題ではなく、様々な要因があるのだらうと思います。

再犯を繰り返している事例の中から、二、三の事例を出し、非行リスク要因について考え、社会のネットワークを組むためにはどういったサポートをするべきかを検討するのはどうでしょうか。

中学校との連絡協議会の関係機関からも意見を聞いてもいいのではないのでしょうか。

次回テーマについては、私に一任していただけませんか。別なテーマになるかもしれませんが、少年事件に関するテーマを考えたいと思います。今日はこれで終わりたいと思います。